

(写)

請願第46号

敬老パス制度の存続と拡充を求める請願

令和7年3月13日 受理
令和7年3月18日 付託 厚生委員会

提出者
札幌市白石区
勤医協柏ヶ丘在宅総合センター
センター長 山下 圭蔵

紹介議員 佐藤 綾

(要 旨)

札幌市の敬老優待乗車証交付制度について、現行制度を存続するとともにＪＲとタクシー利用ができるよう拡充することを求めます。

(理 由)

敬老優待乗車証の目的は、交付規則第1条に「この規則は、多年にわたり社会の発展に寄与してきた高齢者を敬愛するとともに、外出を支援し、明るく豊かな老後の生活の充実に図るため、高齢者に対し、敬老優待乗車証を交付する」と明記されています。

1975年1月から始まった高齢者の移動手段として50年にわたり市民に愛されてきた制度です。札幌市は、「敬老パス」を残してほしいという多くの市民の声に押されて、「敬老パス」を継続すると言い換えましたが、対象年齢を70歳から75歳に引き上げ、利用上限を7万円から4万円に引き下げ、負担割合を10%～24.3%から50%に引き上げるという敬老とは程遠い内容です。さらに、「敬老パス」と「健康アプリ」を別々のものかのように見せていますが同一事業として計画されています。

現在の「敬老パス」は、病院にかかるときの通院や、買い物、家族や知人と会うための日常生活の交通手段として利用されています。収入が低い高齢者は、ボランティアや社会参加のための外出よりも生活に必要な外出が優先されています。その高齢者の足を奪おうとしています。多くの高齢者は、現行の「敬老パス」を存続し、今は利用できないＪＲやタクシーも利用できるように拡充を願っています。「健康アプリ」は、スマートフォンを使えなければ利用できません。歩行困難な方や介助を必要とする方、障がい者は利用が困難です。

これまでに札幌市に寄せられた市民の声の半数以上が存続を求めています。現行の「敬老パス」を存続し、ＪＲやタクシーへの拡大は現行の「敬老パス」で実現するべきです。

(注) なお、内容同一の請願がほかに5件ある。(別紙参照)

「敬老パス制度の存続と拡充を求める請願」 提出者一覧表

番号	住 所	提 出 者 名	紹 介 議 員
46	札幌市白石区本通7丁目北2番16号	勤医協柏ヶ丘在宅総合センター センター長 山下 圭蔵	佐藤 綾
47	札幌市白石区米里1条4丁目6-10	勤医協北白石在宅総合センター センター長 伊藤 小百合	
48	札幌市豊平区平岸6条12丁目9番25号	勤医協月寒きよた在宅総合センター センター長 小林 晃	吉岡 弘子
49	札幌市東区北35条東27丁目3番18号	社会福祉法人勤医協福祉会 勤医協丘珠ふしこ在宅総合センター センター長 多田 清恵	
50	札幌市北区北32条西8丁目1-1	勤医協北在宅総合センター センター長 桂川 智子	長屋 いずみ
51	札幌市白石区菊水4条1丁目9-1	勤医協菊水在宅総合センター センター長 佐藤 理恵子	佐藤 綾